

徹底研究： 退職者ビザ(SRRV)かクォータービザ(移民割当ビザ)か！

(2010年4月22日最終編集)

最近よく質問されるので、両者の主な違いをまとめてみました。まあ、35才以上でお金がたくさんある方には退職者ビザ、そうでない方にクォータービザでしょうか。但しクォータービザは年間50人までという人数制限があります。

また、いずれもフィリピン国憲法で制限されている土地の所有はできませんが、このような長期滞在・永住ビザがあるとペソで融資を受けてコンドミニアムを購入する道が開けてきます。但し、融資を受けるにはビザ以外にもたくさんの審査項目があるので、ビザ保有すなわち融資資格認定ではありません。

ビザの種類		退職者ビザ	クォータービザ
①年齢制限		35才以上	年齢制限なし
②取得人数制限		無制限	1年に日本人は50人のみ
③手数料		1400ドル(約13万円)	30万ペソ(約60万円)
④規定預金	50才未満	5万ドル定期預金	なし
	50才以上	2万ドル定期預金	
	年金受給者	1万ドル定期預金	
⑤規定預金の使い道		不動産や娯楽会員権購入に使用可	—
⑥取得期間		約2～4週間	毎年1月に約2週間
⑦主な特典		本人以外、配偶者、20歳以下の子供も一人300ドルの手数料で同時取得可	本人ビザのみ
⑧旅行税と出国許可証		免除	21日以上の滞在で納付義務あり
⑨問題点		規定預金は権利証なしの不動産購入に使用不可。使用後は毎年500ドルの監理手数料納付義務あり。	1年に50人のみで、必ず取得できるわけではなく、 偽物が多い ので業者を選ぶべし。
⑩当社の手数料		5万円(特急料金+5万円)	10万円(業者委託)

④退職者ビザの定期預金は資格取得1ヵ月後に土地以外の不動産や娯楽会員権の取得に使用できますが、使用すると毎年500ドルの監理手数料をフィリピン退職庁へ納付しなくてはなりません。

⑧退職者ビザ保有者は外国人登録証が免除され、出入国はフリーです。但し、毎年または3年毎に身分証明書を書き換えなくてはなりません。(手数料は10～30ドル)。しかし、クォータービザの場合は21日超の滞在では出国のたびに旅行税と出国許可証取得費(2850ペソ)が掛かると、5年毎に外国人登録証の書き換え(50～100ドル)が必要で、さらに毎年3月末までに入国してパスポートを添えて年次報告をする義務があります(約1500ペソ)。

⑨退職者ビザには人数制限はありませんが、クォータービザでは日本人年間50人までとなっており、その割当権限の内訳は移民局局長が15名、2名の副局長がそれぞれ10名ずつ、大統領府が15名ということで、同一ビザ取得業者が年間10名以上のクォータービザを取得代行することはあり得ないといわれています。

上記ビザの申し込みは yara@asahi.ph まで。